

一般廃棄物収集運搬業許可証

コピー厳禁

住所 岐阜県可児市下恵土233番地1

氏名 株式会社 橋本

代表取締役 橋本 和彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明します。

平成30年3月2日

岐阜県加茂郡東白川村長 今井 俊 郎



1. 事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類）

- ①事業に伴って生じる一般廃棄物
- ②特定家電用機器廃棄物
- ③村の収集運搬委託を除く一般廃棄物
- ④引っ越しに伴う一般廃棄物

2. 許可期間

平成30年 4月 1日から平成32年 3月31日までの2年間

3. 許可条件

一般廃棄物運搬中の落下防止

収集場所及び運搬中の周辺地域の生活環境保全に配慮する。